

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

ホームページで、  
こども家庭庁による  
「こども誰でも通園制  
度(仮称)」説明会 動画  
を公開中！

## －今号の目次－

- ◆ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の施行について(こども家庭庁・文部科学省通知) …… 1

## ◆ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の施行について(こども家庭庁・文部科学省通知)

こども未来戦略において示された4・5歳児の職員配置および3歳児の職員配置の改善を実施するため、令和6年3月13日、下記が公布され、令和6年4月1日より施行されます。

- ・「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」(令和6年内閣府、文部科学省令第1号)
- ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 及び 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」(令和6年内閣府令第18号)
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」(令和6年内閣府、文部科学省告示第1号)

職員配置基準の改善については、こども未来戦略において、4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設けること、また、これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない)とされました。

これを受け、今回、各教育・保育施設において従事する職員等の数を定めた規定のうち、満4歳以上児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善する改正が行われ、満3歳児の職員配置基準についても20対1から15対1へ、併せて改正がおこなわれました。

また、財政支援として、私立の教育・保育施設については、公定価格の加算措置を設けており、当該加算等の活用により、職員配置の改善を積極的に進めてほしいとされました。

公立の教育・保育施設については、公立施設の運営費は、市町村10/10負担とされていますが、3歳児（15対1）や4・5歳児（25対1）の職員配置の改善に要する経費も含め、その地方負担分について普通交付税措置を講じることとされています。

各都道府県及び市町村においては、本改正の趣旨や財政支援の措置に鑑み、保育士等の確保の取組を進めつつ、公立施設及び私立施設の職員配置の改善を積極的に推進することが求められています。

なお、今後、公立施設を含め、職員等の配置の改善状況を把握する予定とされています。

詳細については、別添PDFをご覧ください。

こ 成 保 1 4 1  
5 文科初第 2419 号  
令和 6 年 3 月 13 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
各 中 核 市 市 長

こども家庭庁成育局長  
文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の施行について  
(通知)

令和 6 年 3 月 13 日、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」(令和 6 年内閣府、文部科学省令第 1 号)、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」(令和 6 年内閣府令第 18 号)及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」(令和 6 年内閣府、文部科学省告示第 1 号)(以下「改正基準等」という。)がそれぞれ別添 1、別添 2 及び別添 3 のとおり公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行される。

改正基準等の改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知を図られたい。

記

第一 改正の趣旨及び内容

今般、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「こども未来戦略」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)において、「2024 年度から、制度発足以来 75 年間一度も改善されてこなかった 4・5 歳児について、30 対 1 から 25 対 1 への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げ

ない。)」とされた。

これを受け、各教育・保育施設において従事する職員等の数を定めた規定のうち、満4歳以上児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善する改正を行う。また、満3歳児の職員配置基準を20対1から15対1へ、併せて改正を行う。

また、財政支援として、私立の教育・保育施設については、公定価格の加算措置を設けることとしており、当該加算等の活用により、職員配置の改善を積極的に進めていただきたい。

公立の教育・保育施設については、公立施設の運営費は、市町村10/10負担であるが、3歳児（15対1）や令和6年度開始の4・5歳児（25対1）の職員配置の改善に要する経費も含め、その地方負担分について普通交付税措置を講じることとされている。

各都道府県及び市町村（以下、「都道府県等」という。）においては、本改正の趣旨や財政支援の措置に鑑み、保育士等の確保の取組を進めつつ、公立施設及び私立施設の職員配置の改善を積極的に推進していただきたい。

なお、今後、公立施設を含め、職員等の配置の改善状況を把握する予定としている。

## 第二 附則第2項関係

改正基準等の附則第2項では、条例制定主体である都道府県等において、改正基準等による改正後の基準等に従って職員等の配置を行った場合に、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、当該都道府県等内において一律に改正基準等による改正前の基準等が効力を有する旨定めた。

都道府県等においては、本改正の本則において職員配置基準が明確に改善された趣旨に鑑み、改正基準等による改正後の基準に従い条例の改正を行いつつ、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該条例において改正基準等の附則第2項のような経過措置を附則で定めることが望ましい。

## 第三 附則第3項関係

改正基準等の附則第3項では、改正基準等の公布から施行までの期間に鑑み、都道府県等において改正基準等による改正後の基準に従い条例を制定するための期間を確保する必要があることから、附則第2項が適用される場合（教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき）を除き、改正基準等の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、改正基準等による改正後の基準等に従い都道府県等が定める条例が制定施行されるまでの間は、改正基準等による改正後の基準等のうち、満3歳児及び満4歳以上児の職員配置基準について

定める規定に限り、当該規定を都道府県等の条例で定める基準とみなす経過措置を設けた。

#### 第四 施行期日

令和6年4月1日

#### 【添付資料】

- ・(別添1) 官報「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」(令和6年内閣府、文部科学省令第1号)
- ・(別添2) 官報「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」(令和6年内閣府令第18号)
- ・(別添3) 官報「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」(令和6年内閣府、文部科学省告示第1号)

○本件についての問合せ先

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

Tel : 03-6858-0058

(職員)  
第四十四条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。

〔一・二 略〕

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

3 [略]

(職員)

第四十七条 [略]

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

〔一・二 略〕

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

3 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第三十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 前項の場合を除き、この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準（満三歳以上満四歳に満たない児童及び満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第一号  
文部科学省令第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
文部科学大臣 盛山 正仁

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令  
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                          |               | 改 正 前                                                                                                                                                                               |  |     |  |            |               |  |  |                 |              |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |           |  |     |  |            |              |  |  |                 |              |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----|--|------------|---------------|--|--|-----------------|--------------|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------|--|-----|--|------------|--------------|--|--|-----------------|--------------|--|--|
| <p>(職員の数等)<br/>第五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。</p>                              |               | <p>(職員の数等)<br/>第五条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。</p> |  |     |  |            |               |  |  |                 |              |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |           |  |     |  |            |              |  |  |                 |              |  |  |
| <table><tr><th colspan="2">園 児 の 区 分</th><th colspan="2">員 数</th></tr><tr><td>一 満四歳以上の園児</td><td colspan="3">おおむね二十五人につき一人</td></tr><tr><td>二 満三歳以上満四歳未満の園児</td><td colspan="3">おおむね十五人につき一人</td></tr></table> |               | 園 児 の 区 分                                                                                                                                                                           |  | 員 数 |  | 一 満四歳以上の園児 | おおむね二十五人につき一人 |  |  | 二 満三歳以上満四歳未満の園児 | おおむね十五人につき一人 |  |  | <table><tr><th colspan="2">園 児 の 区 分</th><th colspan="2">員 数</th></tr><tr><td>一 満四歳以上の園児</td><td colspan="3">おおむね三十人につき一人</td></tr><tr><td>二 満三歳以上満四歳未満の園児</td><td colspan="3">おおむね二十人につき一人</td></tr></table> |  | 園 児 の 区 分 |  | 員 数 |  | 一 満四歳以上の園児 | おおむね三十人につき一人 |  |  | 二 満三歳以上満四歳未満の園児 | おおむね二十人につき一人 |  |  |
| 園 児 の 区 分                                                                                                                                                                                                      |               | 員 数                                                                                                                                                                                 |  |     |  |            |               |  |  |                 |              |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |           |  |     |  |            |              |  |  |                 |              |  |  |
| 一 満四歳以上の園児                                                                                                                                                                                                     | おおむね二十五人につき一人 |                                                                                                                                                                                     |  |     |  |            |               |  |  |                 |              |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |           |  |     |  |            |              |  |  |                 |              |  |  |
| 二 満三歳以上満四歳未満の園児                                                                                                                                                                                                | おおむね十五人につき一人  |                                                                                                                                                                                     |  |     |  |            |               |  |  |                 |              |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |           |  |     |  |            |              |  |  |                 |              |  |  |
| 園 児 の 区 分                                                                                                                                                                                                      |               | 員 数                                                                                                                                                                                 |  |     |  |            |               |  |  |                 |              |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |           |  |     |  |            |              |  |  |                 |              |  |  |
| 一 満四歳以上の園児                                                                                                                                                                                                     | おおむね三十人につき一人  |                                                                                                                                                                                     |  |     |  |            |               |  |  |                 |              |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |           |  |     |  |            |              |  |  |                 |              |  |  |
| 二 満三歳以上満四歳未満の園児                                                                                                                                                                                                | おおむね二十人につき一人  |                                                                                                                                                                                     |  |     |  |            |               |  |  |                 |              |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |           |  |     |  |            |              |  |  |                 |              |  |  |
| 〔4・5 略〕                                                                                                                                                                                                        |               | 〔4・5 同上〕                                                                                                                                                                            |  |     |  |            |               |  |  |                 |              |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |           |  |     |  |            |              |  |  |                 |              |  |  |

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

- 1 この命令は、令和六年四月一日から施行する。  
(施行期日)
- (経過措置)
- 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この命令による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第五条第三項の規定は、適用しない。この場合において、この命令による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第五条第三項の規定は、この命令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合を除き、この命令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新基準第五条第三項の規定による基準（満四歳以上の園児及び満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）に従い定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する都道府県又は指定都市等（同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。）の条例が制定施行されるまでの間は、新基準第五条第三項の規定による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなす。

省

令

○厚生労働省令第四十二号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する省令（昭和三十五年政令第二百二十二号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

令和六年三月十三日

厚生労働大臣 武見 敬三

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

| 改 正 後                                                                                                                                                           |  | 改 正 前                                                                                                                                                           |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>(用語の定義)<br/>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 適用等事務人件費算定基礎額 六百八十五円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。</p> |  | <p>(用語の定義)<br/>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 適用等事務人件費算定基礎額 六百七十一円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。</p> |  |

(傍線部分は改正部分)

○内閣府令第十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改                                                                                                                                              | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>                                                                                                                      |   |   |   |   |   |
| <p>（職員）</p>                                                                                                                                    |   |   |   |   |   |
| <p>第三十三条 [略]</p>                                                                                                                               |   |   |   |   |   |
| <p>2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。</p> |   |   |   |   |   |

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改                                                                                            | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|
| <p>（職員）</p>                                                                                  |   |   |   |   |   |
| <p>第二十九条 [略]</p>                                                                             |   |   |   |   |   |
| <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p>                                     |   |   |   |   |   |
| <p>〔一・二 略〕</p>                                                                               |   |   |   |   |   |
| <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> |   |   |   |   |   |
| <p>四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人</p>                                                              |   |   |   |   |   |
| <p>3 [略]</p>                                                                                 |   |   |   |   |   |
| <p>（職員）</p>                                                                                  |   |   |   |   |   |
| <p>第三十一条 [略]</p>                                                                             |   |   |   |   |   |
| <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p>                |   |   |   |   |   |
| <p>〔一・二 略〕</p>                                                                               |   |   |   |   |   |
| <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> |   |   |   |   |   |
| <p>四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人</p>                                                              |   |   |   |   |   |
| <p>3 [略]</p>                                                                                 |   |   |   |   |   |
| <p>（職員）</p>                                                                                  |   |   |   |   |   |
| <p>第三十一条 [同上]</p>                                                                            |   |   |   |   |   |
| <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p>                |   |   |   |   |   |
| <p>〔一・二 同上〕</p>                                                                              |   |   |   |   |   |
| <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> |   |   |   |   |   |
| <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p>                                                               |   |   |   |   |   |
| <p>3 [同上]</p>                                                                                |   |   |   |   |   |
| <p>（職員）</p>                                                                                  |   |   |   |   |   |
| <p>第三十一条 [同上]</p>                                                                            |   |   |   |   |   |
| <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p>                |   |   |   |   |   |
| <p>〔一・二 同上〕</p>                                                                              |   |   |   |   |   |
| <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> |   |   |   |   |   |
| <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p>                                                               |   |   |   |   |   |
| <p>3 [同上]</p>                                                                                |   |   |   |   |   |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>(職員)</p> <p>第四十四条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五人</u>につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五人</u>につき一人</p> <p>3 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第四十七条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五人</u>につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五人</u>につき一人</p> <p>3 [略]</p> |  |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |

附 則

- 1 (施行期日)
- この府令は、令和六年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第三十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合を除き、この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準（満三歳以上満四歳に満たない児童及び満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第一号

文部科学省令第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
文部科学大臣 盛山 正仁

告

示

○内閣府  
文部科学省告示第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
文部科学大臣 盛山 正仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改                                                                                                                                                               | 正 | 後 | 改                                                                                                                                                              | 正 | 前 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 第二 職員配置                                                                                                                                                         |   |   | 第二 職員配置                                                                                                                                                        |   |   |
| 一 認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね二十五人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。 |   |   | 一 認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。 |   |   |
| 二 [略]                                                                                                                                                           |   |   | 二 [同上]                                                                                                                                                         |   |   |

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この告示による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第二の一の規定は、適用しない。この場合において、この告示による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第二の一の規定は、この告示の適用の日以後においても、なおその効力を有する。

3 前項の場合を除き、この告示の適用の日から起算して一年を超えない期間内において、新基準第二の一の規定による基準（満三歳以上満四歳未満の子ども及び満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）を参酌して定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項及び第三項に規定する都道府県又は指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等をいう。）の条例が制定施行されるまでの間は、新基準第二の一の規定による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなす。

○文部科学省告示第三十号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和六年三月十三日

文部科学大臣 盛山 正仁

| 予言者                             | 指定をした日    | 指定の有効期間                | 指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間          |
|---------------------------------|-----------|------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称 | 令和六年一月十七日 | 令和六年三月一日から令和七年一月三十一日まで | 株式会社朝日新聞社<br>文化事業1部長 佐藤 洋子<br>東京都中央区築地五―三―二    | 東京都美術館<br>東京都台東区上野公園八―三―十六<br>令和六年四月二十七日から令和六年八月二十九日 |